

津波避難ビル・津波避難タワー等に関する取組調査結果について

1. 調査概要

- 調査対象：全国 40 都道府県 678 市区町村
海岸線を有する又は海岸線を有しないが津波の遡上等で被害が想定される都道府県及び市区町村
(福島第一原子力発電事故に伴い、海岸線地域の避難指示が継続中の福島県大熊町を除く)
- 調査対象日：令和 5 年 4 月 1 日現在

2. 津波避難ビル・津波避難タワー等の指定の状況

総数微減ではあるが、概ね前回調査並みの施設数となっている。

対象地域	津波避難ビル		津波避難タワー等	
	棟数	増減 (対 R3.4)	棟数	増減 (対 R3.4)
全国	14726	-578	550	48
南海トラフ地震 防災対策推進地域	12000	-981 ※	471	36
南海トラフ地震 津波避難対策 特別強化地域	5806	324 ※	414	29
日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震 防災対策推進地域	1198	(269)	87	(6)
日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震 津波避難対策 特別強化地域	982	(233)	67	(4)

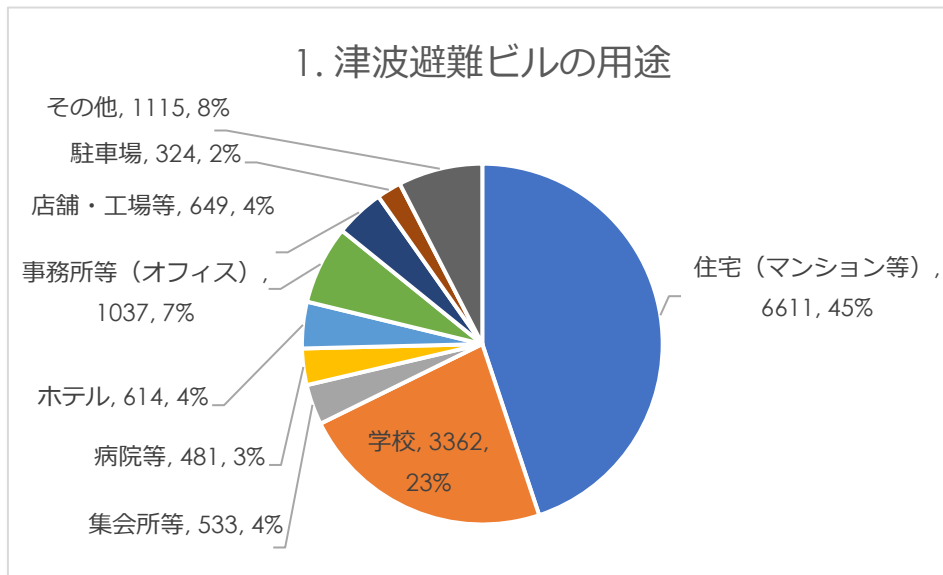
() 書きは現在の地域指定に合わせて、令和 3 年 4 月の結果を集計して算出

※過去報告では津波対応用と洪水対応用を区分せず津波避難ビルとして計上していた自治体が、今回報告(R5.4)より津波対応用のみを計上した影響を含んでいる(約 1,200 棟減少)。

3. 津波避難ビルの構造・用途等の状況

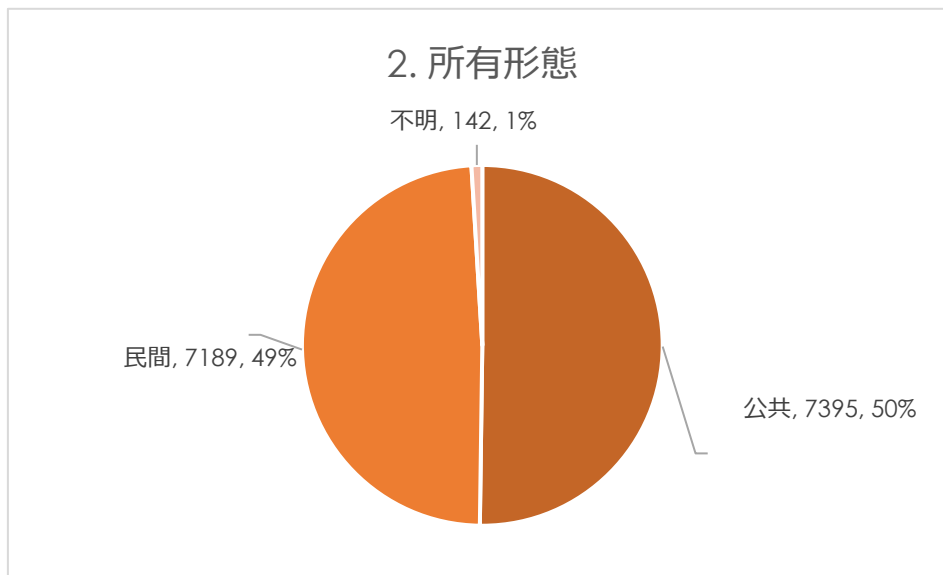
1. 津波避難ビルの用途

建築物の用途としては、住宅（マンション等）が最も多く 45%、学校がその次に多く 23%である。



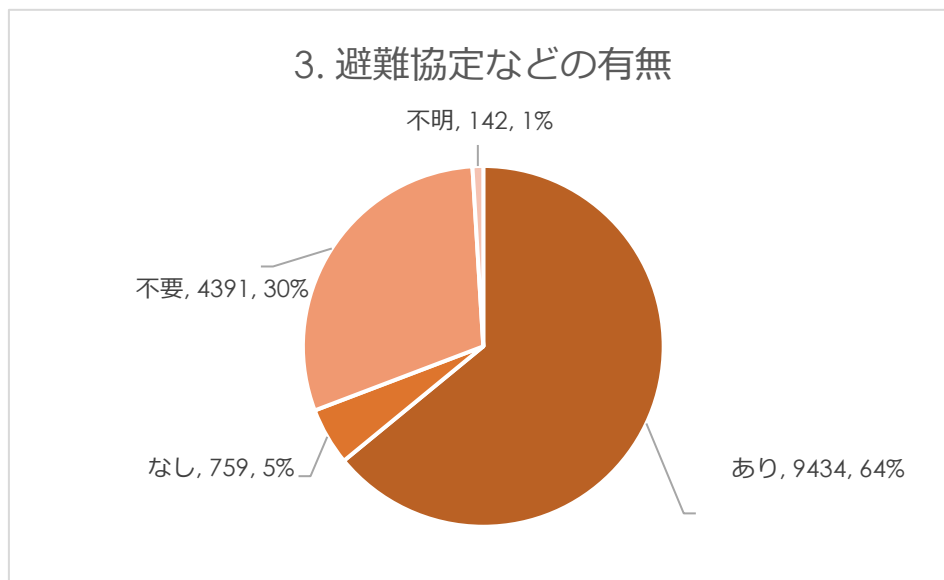
2. 所有形態

公共所有と民間所有がそれぞれ 5 割程度である。



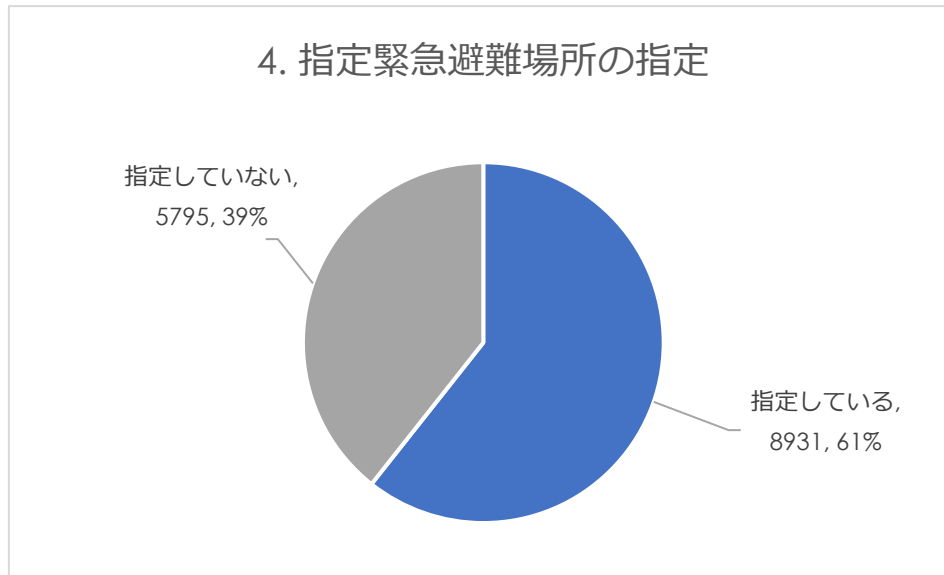
3. 避難協定等の有無

約 6 割の津波避難ビルについて、避難協定等が結ばれている。なお、30%は協定を結ぶ必要がない施設である。



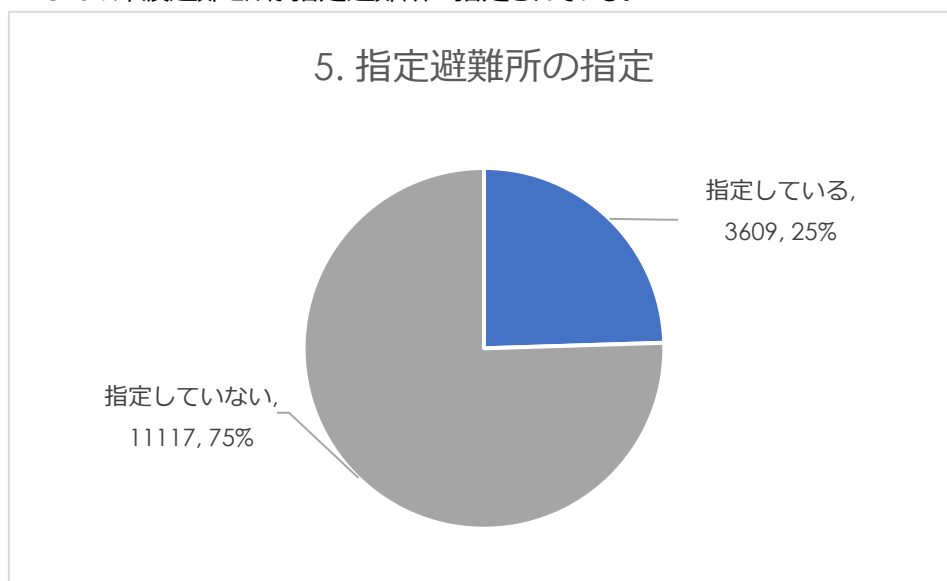
4. 指定緊急避難場所の指定

約 6 割の津波避難ビルが指定緊急避難場所へ指定されている。



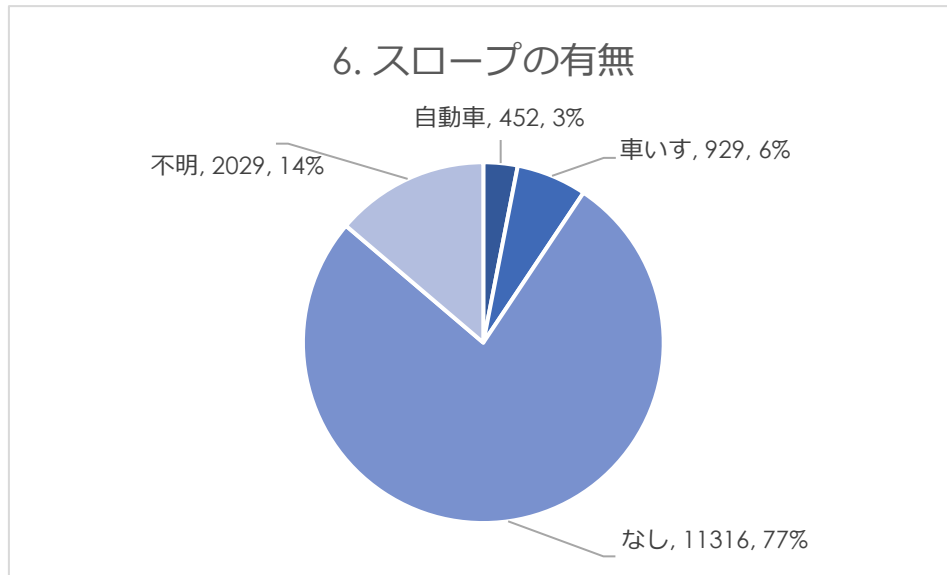
5. 指定避難所の指定

25%の津波避難ビルが指定避難所へ指定されている。



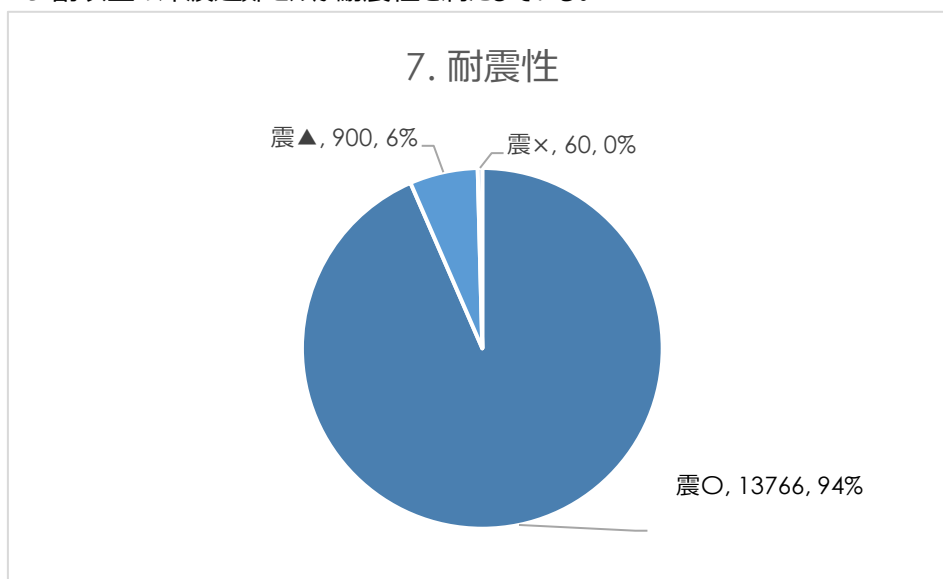
6. スロープの有無

3%の津波避難ビルが自動車でも使えるスロープがあり、6%の津波避難ビルが車いすで利用できるようなスロープがある。



7. 耐震性

9 割以上の津波避難ビルが耐震性を満たしている。



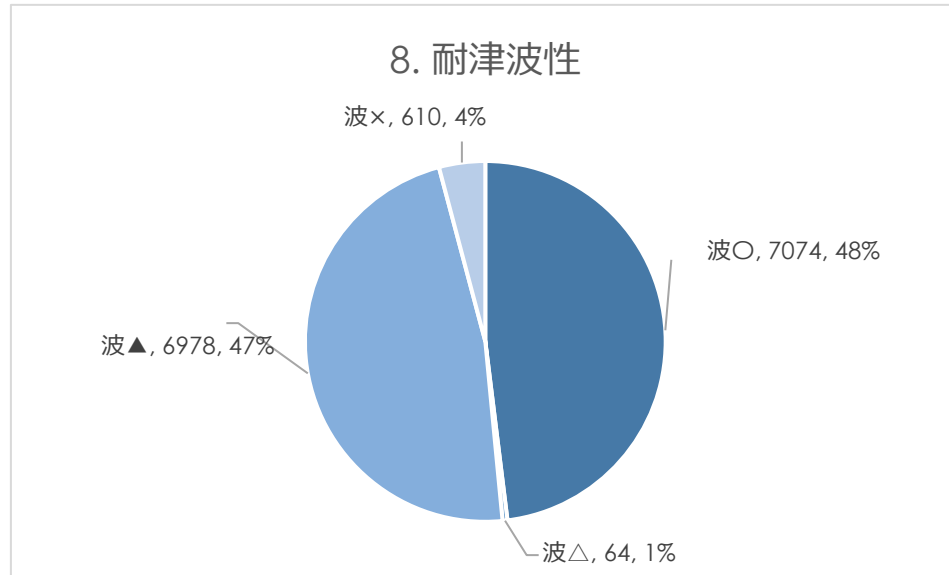
耐震性の判定

- ：耐震性を満たす
 - ・S56 年以降の新耐震基準
 - ・旧耐震基準で新耐震改修済
 - ・旧耐震基準で耐震診断実施（耐震性あり）
- △：未調査（無回答を含む）
- ×：耐震性を満たさない

8. 耐津波性

L2 クラスの津波に対する安全性（耐津波性[※]）に適合していると確認できているものが半数程度にとどまっており。適合しているか未判定の施設が半数弱（約 47%）存在する。

※例として、津波防災地域づくりに関する法律第 56 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び津波防災地域づくりに関する法律施行規則第 31 条第 1 号に基づき定められている基準等

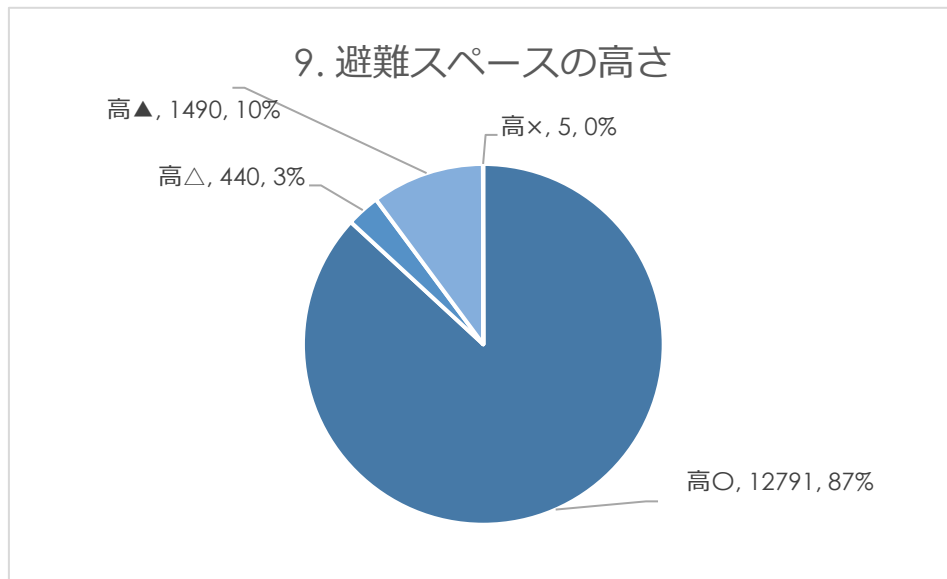


耐津波性の判定

- ：L2 クラスで対応をしている又は津波浸水想定区域外
- △：L1 クラスでなら対応をしている（L2 では満たさない）
- ▲：未調査（無回答を含む）
- ×：対応をしていない

9. 避難スペースの高さ

9 割近くの津波避難ビルが L2 クラスの津波の高さ以上に避難スペースを有している。



避難スペースの高さの判定

○：L2 クラスで対応をしている又は津波浸水想定区域外

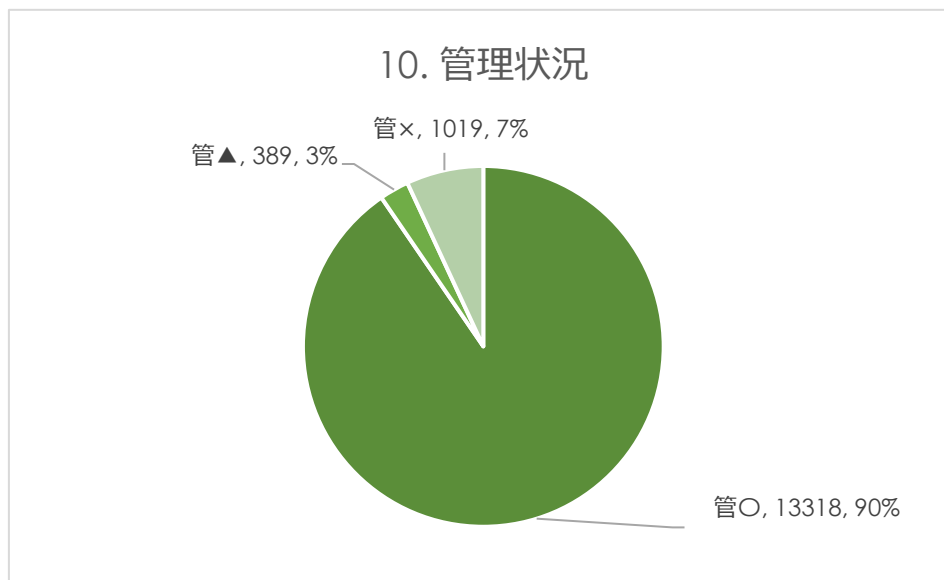
△：L1 クラスでなら対応をしている（L2 では満たさない）

▲：未調査（無回答を含む）

×：対応をしていない

10. 管理状況

9 割の津波避難ビルが常時開放か、発災時に管理者が開放することにより、発災時に避難できるようになっている。7 %の津波避難ビルについては、利用時間が限定されている。



管理条件について

○：常時開放、発災時に管理者等が開放

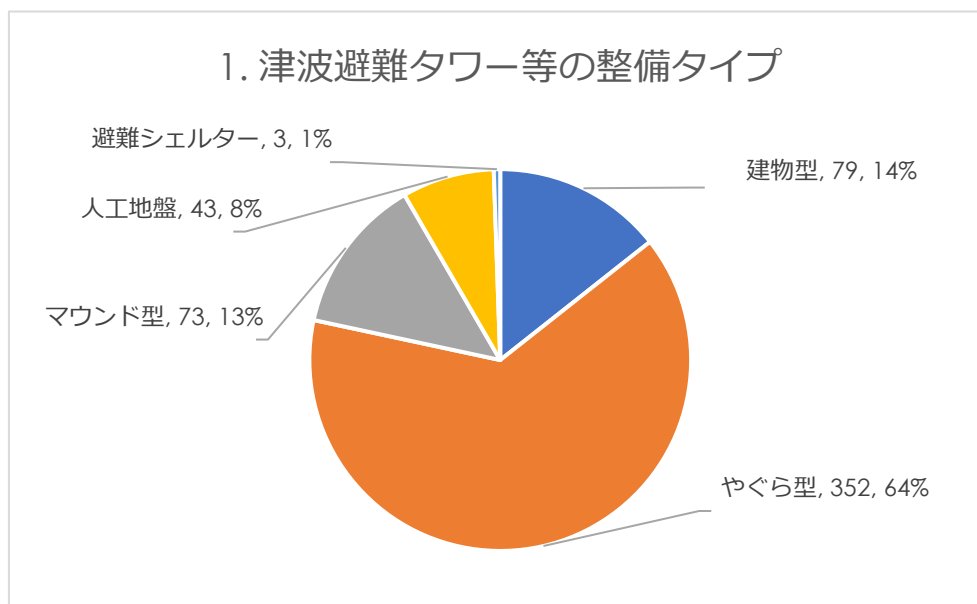
▲：未調査（無回答を含む）

×：利用時間帯が限定

4. 津波避難タワー等の構造・用途等の状況

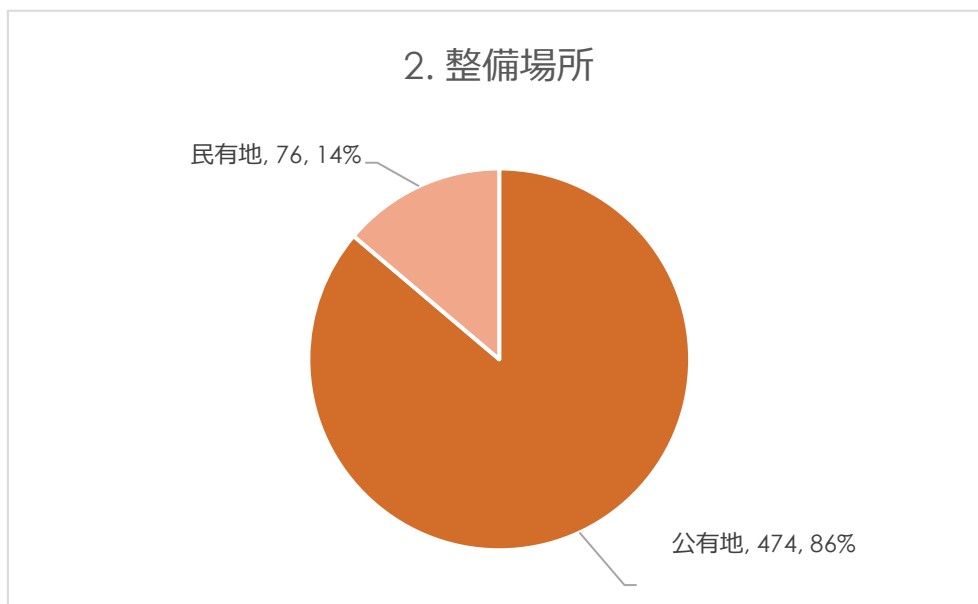
1. 津波避難タワーの整備タイプ

やぐら型が6割以上を占め、建物（14%）、マウンド型（13%）の順に多い。



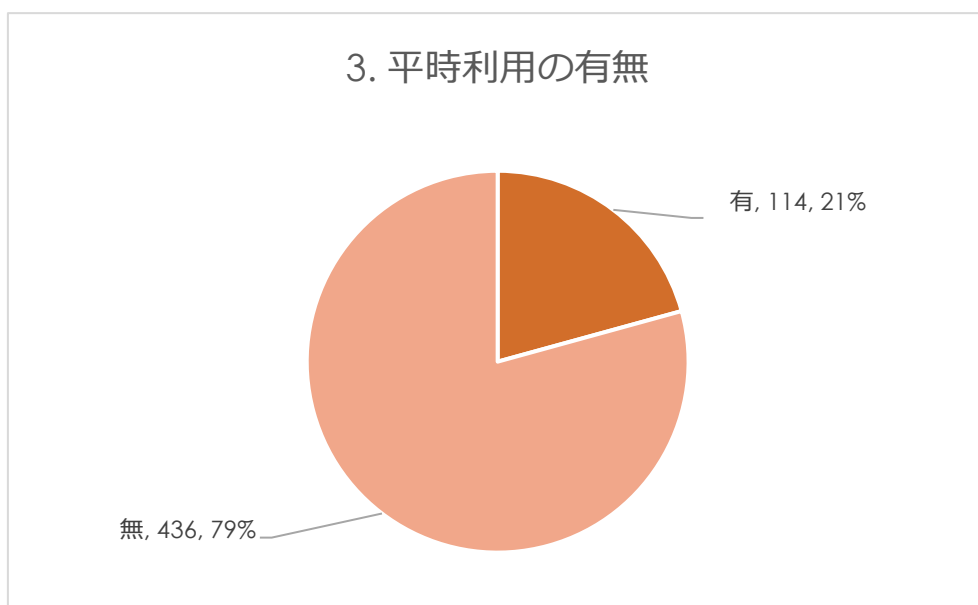
2. 整備場所

86%の津波避難タワー等が公有地、14%の津波避難タワー等が民有地に設置されている。



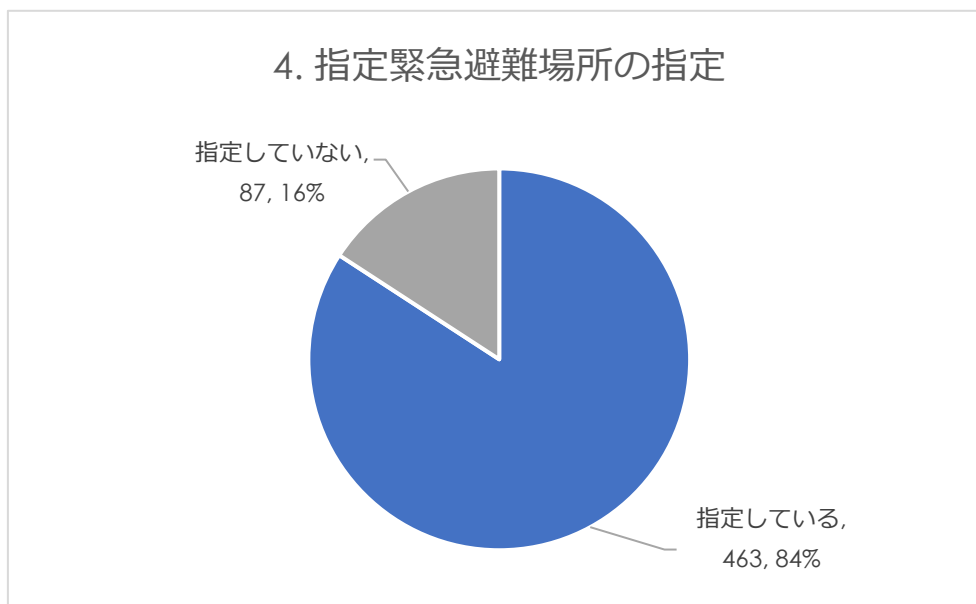
3. 平時利用の有無

約 2 割の津波避難タワー等が平時にも利用されている。



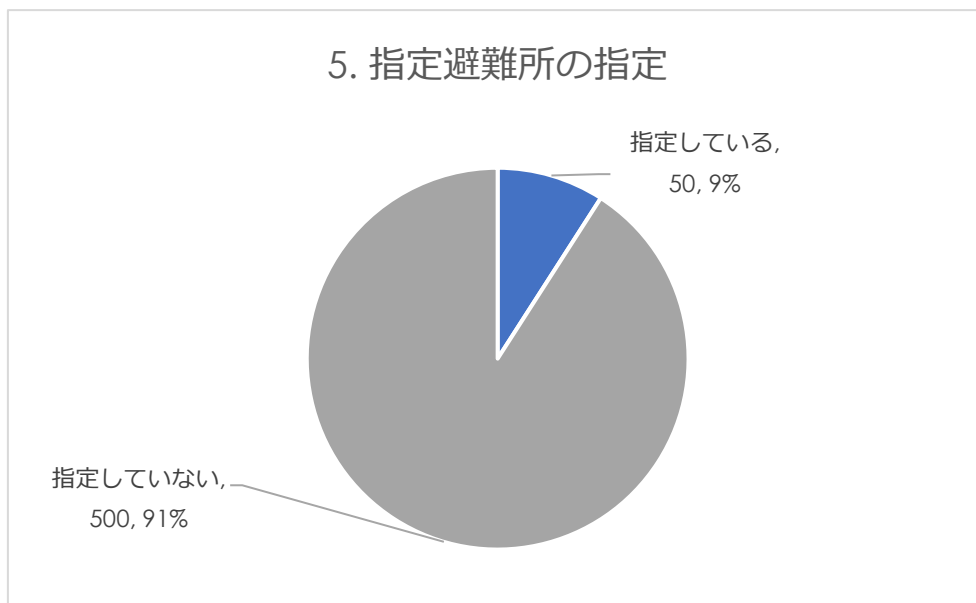
4. **指定緊急避難場所の指定**

8 割以上の津波避難タワー等が指定緊急避難場所に指定されている。



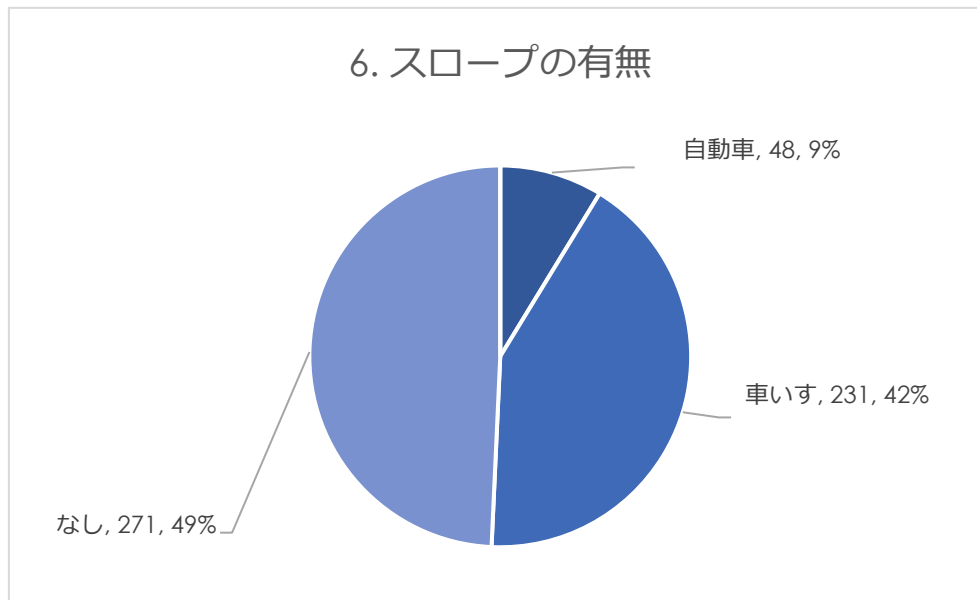
5. **指定避難所の指定**

約 1 割の津波避難タワー等が指定避難所へ指定されている。



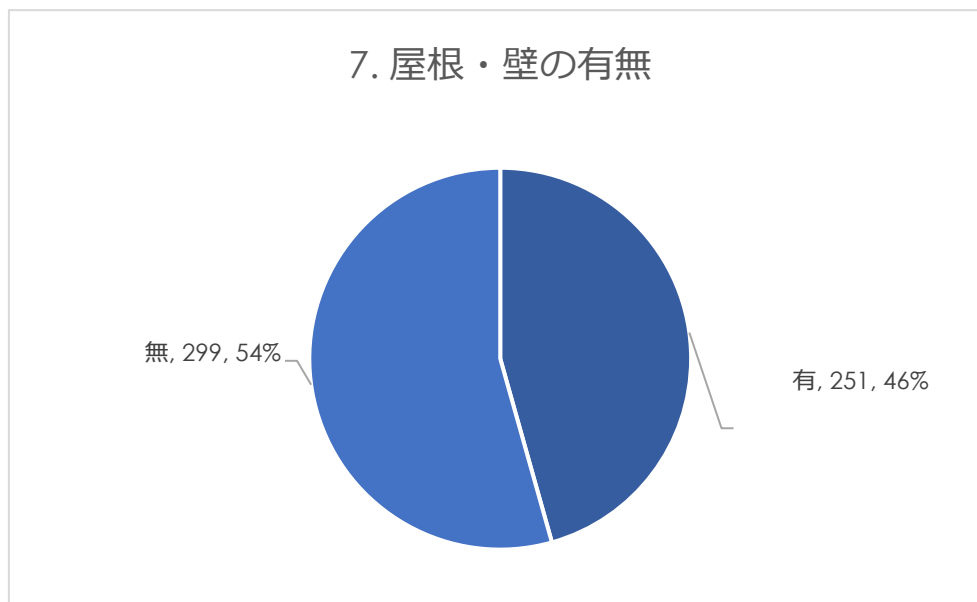
6. スロープの有無

約 1 割の津波避難タワー等が自動車可以利用できるスロープがある。また、約 4 割の津波避難タワー等に車いすが利用できるスロープがある。



7. 屋根・壁の有無

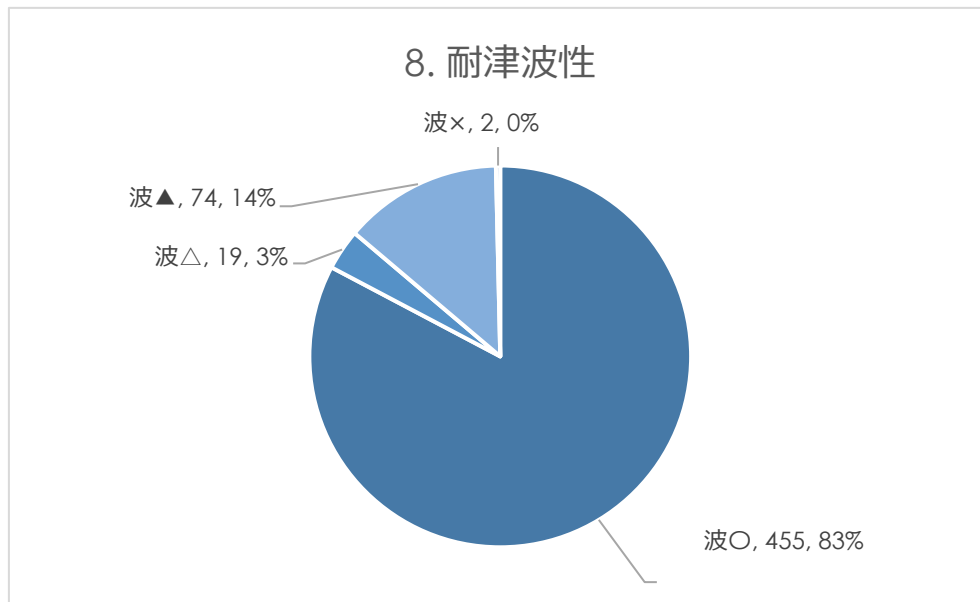
46%の津波避難タワー等に屋根・壁が設置されている。



8. 耐津波性

8 割以上の津波避難タワー等が、L2 クラスの津波に対する安全性（耐津波性[※]）に適合していると確認できている。

※例として、津波防災地域づくりに関する法律第 56 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び津波防災地域づくりに関する法律施行規則第 31 条第 1 号に基づき定められている基準等



耐津波性の判定

○：L2 クラスで対応をしている又は津波浸水想定区域外

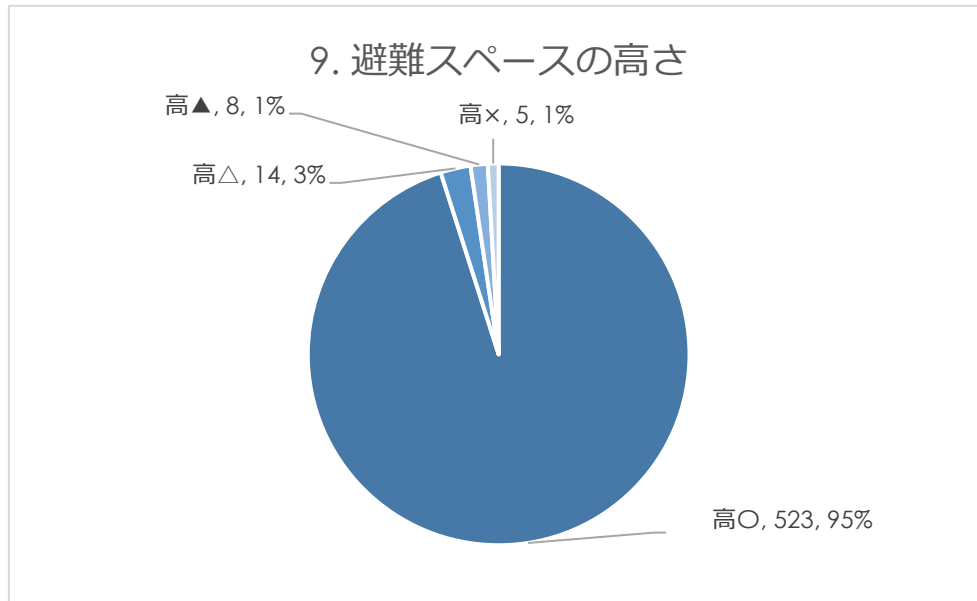
△：L1 クラスでなら対応をしている（L2 では満たさない）

▲：未調査（無回答を含む）

×：対応をしていない

9. 避難スペースの高さ

9 割以上の津波避難タワー等が、L2 クラスの津波の高さ以上に避難スペースを有している。



避難スペースの高さの判定

○：L2 クラスで対応をしている又は津波浸水想定区域外

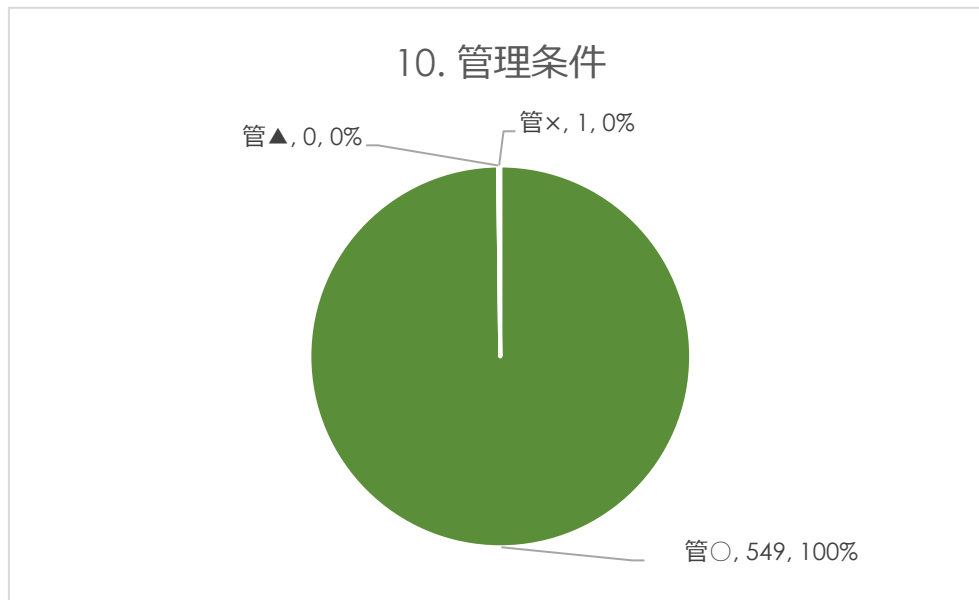
△：L1 クラスでなら対応をしている（L2 では満たさない）

▲：未調査（無回答を含む）

×：対応をしていない

10. 管理状況

ほとんどの津波避難タワー等が、常時開放か、発災時に管理者が開放することにより、発災時に避難できるようになっている。



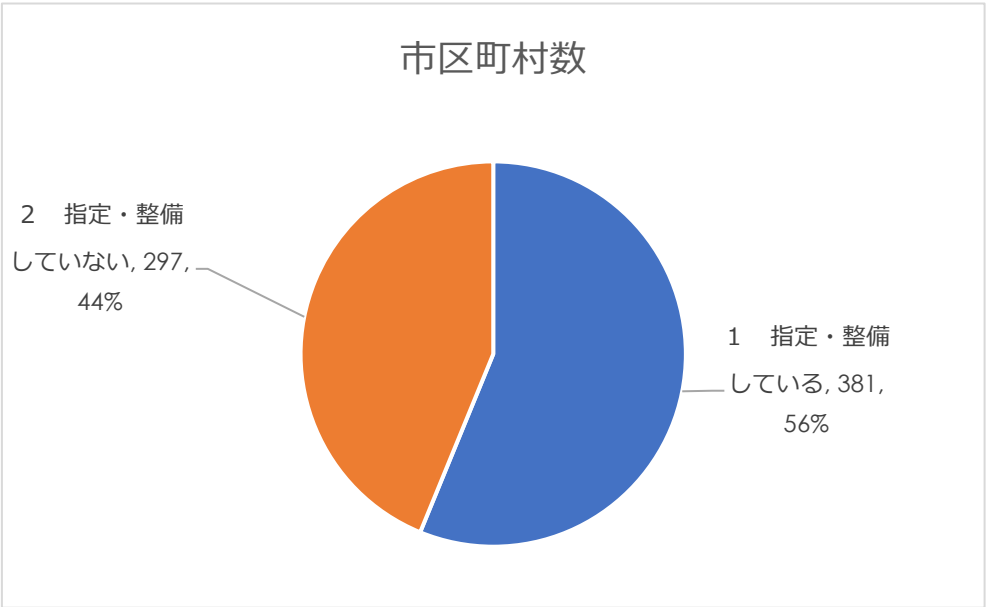
管理条件について

- ：常時開放、発災時に管理者等が開放
- ▲：未調査（無回答を含む）
- ×：利用時間帯が限定

5. 自治体の状況

1. 津波避難ビル・津波避難タワー等の指定・整備状況

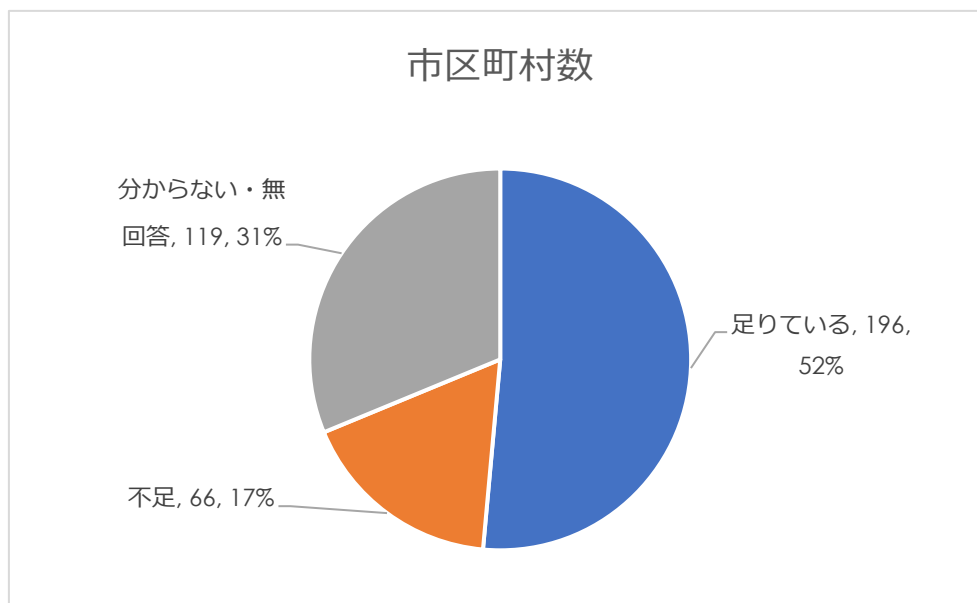
56%の市区町村で、津波避難ビル・津波避難タワー等を指定・整備している。



2. (津波避難ビル・津波避難タワー等を指定・整備している 381 市区町村対象)

津波避難ビルや津波避難タワー等の津波避難施設の収容可能人数と自治体内の避難対象人数とを比べて、津波避難施設の指定・整備は十分足りているか？

約半数の市区町村（196 市区町村）が、指定・整備が足りていると回答している。一方、不足していると回答している市区町村が 17%（66 市区町村）である。



(津波避難ビル・津波避難タワー等を指定・整備していない 297 市区町村対象)

津波避難ビルや津波避難タワー等がないのはどのような理由か？

「想定される津波がそれほど高くない」または「付近に高台など避難できる場所がある」とそもそも津波避難ビルや津波避難タワー等を整備する必要がないと考えられる市区町村も一定数存在する。

課題としては、「施設の整備・維持が財政的に困難」「津波避難ビルとして適する構造の建物がない」という回答が多い。

